

平成 2 5 年 6 月 2 1 日

亀岡市議会議長 木曾 利廣 様

発議者 湊 泰孝

中村 正孝

藤本 弘

石野 善司

西村 克己

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

国による地方公務員の給与減額措置を講ずる要請に関する意見書（案）

2013年度地方財政対策において、通常収支分の地方交付税については、前年度比2.2%減の17兆624億円にとどまった。

今回の決定において、地方が強く訴えてきた一般財源総額確保の要請に応え、緊急防災・減災事業や地域の元気づくり事業の需要の積み上げ、地方交付税の別枠加算が確保されたことなどは評価するものである。

しかしながら、政権交代後の緊急経済対策や、大胆な「15カ月予算」の円滑かつ迅速な実行により、国と地方が協働して地域経済の活性化に取り組もうとしている一方で、本市をはじめ、地方自治体において、独自に給与削減措置や職員数の削減等、厳しい行財政改革に取り組んできた努力を適切に評価することなく、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求めるとともに、それを前提として地方交付税の給与関係経費を削減したことは大きな問題がある。

今回の措置は、「地域経済の再生なくして、日本経済の再生なし」との国と地方の共通認識からも、極めて問題である。地方交付税の削減が財政力の弱い団体ほどその影響を大きく受けることになる。また、地方公務員の給与削減は地域経済の疲弊をもたらす「デフレ脱却」にも逆行する。

地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものである。国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題であるとともに、地方分権の流れに逆行するものである。ましてや、地方交付税を地方公務員の給与を削減するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきでない。

よって、国においては、下記の事項について実現するよう、強く要望する。

記

- 1 国と地方の信頼関係を重視する立場から、地方との十分な協議を経ないまま、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方的に削減する今回のような措置を今後は行わないこと。
- 2 本来、給与は地方公務員法により、個々の自治体の条例に基づき、自主的に決定されるものであり、その自主性を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣官房長官

} 宛

亀岡市議会議長 木曾 利廣